

国土交通省北陸地方整備局建政部
記者発表資料

配布日時	平成30年9月3日
取り扱い	配布後に解禁

「社会保険加入促進宣言企業」の公表について

－ 社会保険加入に積極的に取り組み「行動基準」の遵守を宣言する建設企業リストを公表－

建設業における社会保険加入対策にあたり、地域レベルでその取組の定着とさらなる促進の徹底を図ることを目的に、平成30年7月24日「富山県建設業社会保険加入推進地域会議」を、平成30年7月30日「新潟県建設業社会保険加入推進地域会議」を開催しました。（石川県においては平成31年1月頃開催予定）※

この会議では、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」（別紙参照）を採択し、当該「行動基準」の遵守を宣言する建設企業の募集を行ってまいりました。

今般、平成30年8月31日時点での**宣言企業のリスト**を取りまとめましたので、公表いたします。

※ 「建設業社会保険加入推進地域会議」

本会議は、これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざし取組への理解を広げるため、地域レベルでの取組として社会保険の加入に積極的に取り組む富山県・新潟県内の建設企業等を対象に開催しました。以下のURLに各県の宣言企業のリスト等を掲載しております。

富山県：<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/ninaite/toyama.html>

新潟県：<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/ninaite/niigata.html>

■■■「社会保険加入促進宣言企業」募集について■■■

1. 対象者：富山県・新潟県での宣言企業を引き続き募集しております。

「富山県内に本店、営業所等を置く建設企業」又は「富山県内での施工実績を有する建設企業」
「新潟県内に本店、営業所等を置く建設企業」又は「新潟県内での施工実績を有する建設企業」

※法人、個人は問いません。 ※建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。

2. 申 込： 別紙、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」に必要な事項を記載のうえ、FAXにてお申し込みください。上記URLから申込用紙をダウンロードできます。なお、申込期限を設けておらず、宣言企業を随時募集しております。

3. その他： 募集頂いた企業様は、「社会保険加入促進宣言企業」として、北陸地方整備局のホームページ上で、企業名、代表者名、所在地の公表しております。

また、募集頂いた企業様には、対外的にPRできるようなステッカー等を配布することにより、地域において社会保険加入対策に積極的に取り組みを支援致します。

【配布先】

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
その他各県専門紙

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局
建政部 建設業適正契約推進官 小柳
建政部 計画・建設産業課 課長補佐 青木
TEL 025-370-6571 FAX 025-280-8746

「社会保険加入を進めるにあたっての行動基準」

元請企業

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンプ受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンプ受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、「**富山県建設業社会保険加入推進地域会議**」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

ホームページで公表します。↑	会社名	
	代表者	
	所在地	
↓ポスター等の発送に使用します。	郵便番号	〒
	電話番号	
	メールアドレス	

<送付先・問い合わせ先>

富山県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局 (北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課)

FAX 025-280-8746 / TEL 025-370-6571【直通】

富山県建設業社会保険加入推進地域会議

「社会保険加入促進宣言企業」

平成30年8月31日時点

No.	企業名	代表者	所在地
1	旭鉄筋(株)	代表取締役 井本 秀治	富山市水橋開発277番地の11 富山三郷企業団地内
2	安達建設(株)	代表取締役 安達 正彦	南砺市野田425番地7号
3	(株)開進堂	代表取締役 山崎 義行	高岡市問屋町11番地
4	川田建設(株) 北陸支店	執行役員支店長 田上 弘玄	南砺市苗島4760番地
5	清水建設(株) 北陸支店	執行役員支店長 齋藤 武文	金沢市玉川町5-15
6	新栄建設(株)	代表取締役社長 高平 公輔	中新川郡立山町大清水18番
7	住澤塗装工業(株)	代表取締役社長 住澤 壮吉	富山市萩原72番地1
8	大成建設(株) 北信越支店	執行役員支店長 西岡 巖	新潟市中央区八千代一丁目4番16号
9	(有)田畠建設運輸	代表取締役 田畠 辰信	富山県射水市広上2000番地22
10	辻建設(株)	代表取締役社長 辻 明信	富山市内幸町6番1号
11	鉄建建設(株) 富山営業所	所長 上田 誠	富山市下新本町6-24
12	(株)夏見	代表取締役 夏見 久志	高岡市戸出町3-5-10
13	日本海電業(株)	代表取締役 若林 健嗣	富山市手屋三丁目8番33号
14	日本電設工業(株) 大阪支店	執行役員支店長 岡 正宏	大阪市淀川区三国本町2丁目1番3号
15	(株)林土木	代表取締役 吉澤 正博	富山市桜町二丁目3番3号
16	前田建設工業(株) 北陸支店	支店長 東福 忠彦	富山市牛島町18番7号 アーバンプレイス
17	松本建設(株)	代表取締役社長 松本 誠一	砺波市千保297
18	吉崎電設(株)	代表取締役 吉崎 剛	魚津市本新町5-6

企業名は五十音順です。

「社会保険加入を進めるにあたっての行動基準」

元請企業

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダumping受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダumping受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、「新潟県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

ホームページで公表します。↑

↓ポスター等の発送に使用します。

会社名	
代表者	
所在地	
郵便番号	〒
電話番号	
メールアドレス	

<送付先・問い合わせ先>

新潟県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局 (北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課)

FAX 025-280-8746 / TEL 025-370-6571【直通】

新潟県建設業社会保険加入推進地域会議
「社会保険加入促進宣言企業」

平成30年8月31日時点

No.	企業名	代表者	所在地
1	アイサワ工業(株) 新潟営業所	所長 金子 昌弘	新潟市中央区学校町通2番町5293番地
2	あおみ建設(株) 北陸支店	支店長 小倉 真	新潟市中央区東大通二丁目2番18号
3	(株)安藤・間 北陸支店	支店長 相田 尚人	新潟市中央区東万代1番22号 風間ビル
4	岩田地崎建設(株) 新潟営業所	所長 石山 三芳	新潟市中央区弁天2-1-1
5	(株)内山組	代表取締役 高橋 賢一	村上市肴町18番12号
6	鹿島建設(株) 北陸支店	執行役員支店長 芦田 徹也	新潟市中央区万代1-3-4
7	(有)コウユウ工業	代表取締役 原 里志	南魚沼市大月92番地3
8	(株)佐久間鉄筋工業	佐久間 芳郎	五泉市村松工業団地二丁目2079番地
9	大成建設(株) 北信越支店	執行役員支店長 西岡 巖	新潟市中央区八千代一丁目4番16号
10	田辺建設(株)	代表取締役社長 山田 孝雄	上越市栄町二丁目3番11号
11	近鉄筋工業(株)	代表取締役社長 近 喜男	新潟市東区一日市9番地2
12	(株)つくし Cutter	代表取締役 田中 賢治	刈羽郡刈羽村大字下高町1376-5
13	鉄建建設(株) 関越支店	執行役員支店長 石丸 和也	さいたま市大宮区桜木町1-11-7
14	寺泊産業(株)	代表取締役社長 高橋 政徳	長岡市寺泊上田町9769番地61
15	(有)日昇	代表取締役 儀同 正夫	新潟市東区空港西2丁目10-29
16	春木建設(株)	代表取締役 春木 和朝	燕市蔵関462番地
17	(株)福田組	代表取締役社長 太田 豊彦	新潟市中央区一番堀通町3番地10
18	福田道路(株)	代表取締役社長 河江 芳久	新潟市中央区川岸町一丁目53番地1
19	(株)本間組	取締役社長 本間 達郎	新潟市中央区西湊町通三ノ町3300番地3
20	丸運建設(株)	取締役社長 小田 等	新潟市中央区幸西1丁目4番21号
21	(株)三友組	代表取締役 三友 玲央	魚沼市吉田163番地
22	若築建設(株) 北陸支店	支店長 工藤 悟	新潟市中央区東大通一丁目2番23号

企業名は五十音順です。